

○松阪市健診センター条例

平成19年3月30日条例第23号

平成20年3月18日条例第3号

令和4年7月11日条例第31号

(設置)

第1条 松阪市は、市民の健康の保持及び増進を図り、かつ、安定した健診事業及び検診事業（以下これらを「健診等事業」という。）並びに過疎地の住民への健診等事業の提供に資するため、健診等事業及び医学的検査を行う地域の保健医療の推進拠点として次の施設を設置する。

名称 松阪市健診センター

位置 松阪市殿町1550番地

(事業)

第2条 松阪市健診センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健診等事業の提供及び医学的検査の実施に関すること。
- (2) かかりつけ医の推進と保健予防事業との連携に関すること。
- (3) 病診連携による市民の健康の保持及び増進に向けた取り組みに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(管理)

第3条 センターの管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき、市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休診日)

第4条 センターの休診日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休診日を変更し、又は別に休診日を定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(利用者)

第6条 センターを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターを拠点として行われるサービスを利用する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(行為の禁止)

第7条 センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設又は附属設備（以下これらを「センターの施設等」という。）を損傷及び汚損し、又は滅失すること。
 - (2) 立入禁止区域内に立ち入ること。
 - (3) 指定する場所以外に車両等を持ち入れること。
 - (4) 他の利用者の妨げとなるおそれのある行為をすること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 指定管理者は、前項の行為をした者又はそのおそれのある者については、利用を禁止し、若しくは退去を命ずることができる。

(利用料金の納付)

第8条 センターを利用する者は、指定管理者に健診等事業の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。ただし、特定の事業者又は国及び地方公共団体等と別に契約をするものは、この限りでない。

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(損害賠償義務)

第10条 センターを利用する者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設等を損傷及び汚損し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、関係する法令を遵守し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健診等事業の提供に関すること。
- (2) 医学的検査の実施に関すること。
- (3) かかりつけ医の推進及び保健予防事業との連携に関すること。
- (4) 病診連携に関すること。
- (5) センターの施設等の維持管理に関すること。
- (6) センターの利用料金に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために市長が必要と認める業務に関すること。

(秘密の保持義務)

第13条 指定管理者及びセンターの業務に従事する者は、センターの管理運営に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いたときもまた、同様とする。

(指定管理者による施設等の原形変更)

第14条 指定管理者は、センターの施設等の原形を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者の情報公開)

第15条 指定管理者は、第12条に規定する業務により保有することとなった情報について公開請求があったときは、松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号）の定めるところにより公開に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、業務の開始日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第3号）

この条例は、（中略）平成20年10月1日から施行する。

附 則（令和4年7月11日条例第31号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

種 別	単 位	利 用 料 金
1日ドック	1回につき	50,000円
生活習慣病予防健診	1回につき	全国健康保険協会が実施する生活習慣病予防健診事業の健診費用の額
脳ドック	1回につき	45,000円
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく定期健康診断	1回につき	12,000円
市が実施するがん検診に準ずる検査	1回につき	市長が別に定める額